

第24回甲州街道小原宿本陣祭出店要綱

1：主旨

小原本陣の保存と相模湖の地域活性化を目的とし、地域商業、企業、団体、行政が相互に協力をする交流の場として、地域商業、観光の振興のために実施する。

2：主催

小原宿本陣祭実行委員会

3：日時

平成29年11月3日（金）文化の日

午前10時～午後4時

※雨天の場合は一部イベント以外は中止となります。

4：場所

小原の郷出店エリア

（小原の郷出店エリア以外での出店は原則として禁止させていただきます。）

5：参加資格

相模原市内及び近隣地域の企業、団体、個人。

ただし、以下に掲げるものや実行委員会がふさわしくないと判断する場合は参加を認めません。

- ① 募金、署名、ビラ配り等。
- ② 政治活動と判断されるもの
- ③ 暴力団の関係者が係わること
- ④ 本陣祭実行委員会が参加を認めない物

6：申込み

別紙「出店申込書」に必要事項をご記入いただき、相模湖商工会へ郵送、FAX、または持参してください。

相模湖商工会 本陣祭担当 立川

〒252-0171 相模原市緑区与瀬896

TEL 042-684-3347

FAX 042-685-1654

出店申し込みは、相模湖商工会が取りまとめます。本陣祭実行委員会ではありませんのでご注意ください。

7：申込期間

平成29年8月1日から平成29年9月30日まで（必着）

8：連絡

参加確定の出店者には、別途通知を送付します。（10月上旬を予定）

9：参加負担金（出店料）

出店者は以下の参加負担金（出店料）を負担すること。

出店区画1区画につき

飲食ブース ¥ 5,000-

物販ブース ¥ 3,000-

PRブース ¥ 無料

- ① 上記出店料には出店エリアのし尿処理費、ごみ処理費が含まれます。
- ② 椅子、机等、テント等の必要備品は出店者側で用意してください。また、相模原市火災防止条例に基づき、必ず消火器をご用意ください。実行委員会での消火器の貸し出しは行いません。消火器の用意ができない場合、当日でも出店をお断りする場合があります。
- ③ 雨天中止の場合でも、出店料の返金はいたしません。
- ④ 出店確定通知を受け取った参加者は、出店料を平成29年10月20日（金）までに下記口座へ振り込みにて送金してください。その際の振込手数料は参加者で負担してください。

期日までにご入金を確認されない場合、出店できませんのでご注意ください。

振込先 山梨信用金庫 相模湖支店

普通口座0238642

本陣祭実行委員会委員長河津暁

コウシュウカイドウオバラジュクホンジンサイジッコウイインカイ
イインチョウカワヅサトル

10：注意事項

① 天候判断

※中止の判断は、当日の午前9時に行います。

当日の問い合わせは事務局専用080-4338-5937へお願いします。

② 入場・受付・駐車場

入場

当日の朝7時30分から入場開始とします。それ以前または前日の準備はできません。（特別な事情がある場合はご相談ください）

受付

入場開始時刻から午前9時までの間に
出店受付を必ず済ませてください。

（受付は、小原の郷正面入り口の本部受付でお願いします。）

駐車場

出店者の駐車場は北相中学校（無料）となります。北相中学校から小原本陣行きのバスを午前8時30分から30分おきに運行しますのでご利用ください。なお、駐車場内、出店エリアでの事故等につきましては一切責任を負いません。

③ 開場への車の乗り入れ

出店エリアへの準備のための車両の乗り入れは午前7時30分～午前9時まで。片付けのための車両の乗り入れは午後4時～午後6時までとします。上記以外の時間は車両の乗り入れは一切禁止します。(ただしキッチンカーで出店する場合にはこの限りではありませんが、車両台数に限りがありますので事前にお問い合わせください。)

数年前から、指定時間を過ぎても車両を移動しない出店者がおり、一般来場者を事故に巻き込みかねない危険な状況が見受けられます。

指定時間の厳守をお願いします。

④ ブース設営・運営

※実行委員会ではテントその他の備品の準備は行いません。各自ご用意ください。

なお、飲食販売の出店者については保健所の指導によりテントの設置が義務付けられております。テントのご用意ができない場合には貸し出しを行いますが、設置及び撤去は出店者側で対応をお願いします。(本年度から有料¥2000-をいただきます。出店説明会の時に現金で会支払ってください)

※設置したテントは、3方向(正面以外)をシート等で囲う様をお願いします。

※エリア汚損防止のため、シート等による地面(床面)の養生をお願いします。

※相模原市火災防止条例により、火気を使用する場合(発電機を含む)消火器の設置が必要です。(消火器の設置がない場合出店できません。また、設置なく営業した場合、途中であっても退場していただく場合があります。)

なお、本陣祭出店エリアでは、1区画につき1つ以上の消火器の設置を義務付けております。

※気象状況の急変については出店者で対応してください。

※会場施設などを傷つけた場合、当事者の負担において原状回復していただきます。

※会場での物品、金銭のやりとり、事故などの対応は当事者間の責任で対応してください。

※搬出入の事故や出店中のトラブル、食中毒、事故等のいかなる損害においても実行委員会は一切責任を負いません。

※各ブースの1区画は2700mm×2700mmとします。

11：食品衛生

食料品(現地調理品を含む)販売で持ち帰りが可能な品物には、法律に基づく表示ラベル(責任者氏名、住所、電話番号が明記されている)を貼ること。ただし、その場で加熱処理して作って食べる品物については不要です。

12：ゴミ処理

出店者が販売に伴うごみの処分については「出店者のごみ」です。各出店者で回収対応をお願いします。

また、小原の郷出店エリアのごみについては、出店者が確定した段階で「ゴミ回収班」を編成します。（本陣祭実行委員会も含みます）各出店者のゴミ回収担当者は、それぞれの班の回収時間になったらエリアのゴミ収集をお願いします。なお、班ごとのゴミ回収にご協力いただけない場合、また出店者のゴミを参加者のゴミとして処分、放置した場合、実費を徴収させていただくとともに、今後の出店をお断りします。

13 その他

※申し込みは、団体名（個人名）代表者氏名、住所、電話番号、出店内容を記入して申し込んでください。

※当日の責任者、当日確実に連絡が取れる連絡先を記入してください。

※火気、発電機を持ち込む場合には火気取扱責任者届を提出してください。

※必ず「消火器」を設置してください。設置のない店舗は発見次第退場していただく場合があります。（実行委員会からの貸し出しは行いません）

※出店区画（場所）については後述の出店者説明会において抽選によって決定します。

※イベント開催時間中、実行委員会による安全確認、消防署による査察指導が行われます。各出店者ごと対応をお願いします。

※実行委員会の指示等に従わない場合、明らかに要綱違反と見受けられる出店者については、イベント開催時間中であっても退場していただく場合があります。その際、来年度以降の出店申し込みはできません。

※出店料は期日までにお振込みまたは相模湖商工会へ必ずお支払いください。出店説明会の時点で入金、お支払いの確認が取れない場合、出店をお断りさせていただき、来年度以降の申し込みもお断りします。（厳守）

※10月中旬に、「出店者説明会」を行います。日時、及び場所については現在調整中ですが、決定次第ご連絡差し上げますのでご参加ください。

第 24 回甲州街道小原宿本陣祭

火気取扱い責任者

団体名（個人名）

住所 〒

代表者

火気取扱い責任者

当日の緊急連絡先（氏名）（携帯）

相模原市火災防止条例に伴い以上の通り申請します。

平成 年 月 日

第 24 回甲州街道小原宿本陣祭実行委員会
実行委員長 殿

※火気（発電機を含む）を取り扱う出店者は必ず提出してください。

※ブースでの準備開始時から片づけ完了時まで必ず消火器を設置してください。

※消火器の設置がない場合、出店はできません。

第 24 回甲州街道小原宿本陣祭

出店に伴う誓約書

第 24 回甲州街道小原宿本陣祭実行委員会

実行委員長 殿

第 24 回甲州街道小原宿本陣祭における出店要綱に基づき、その内容を十分理解し、出店参加について以下の事項を誓約します。

- 1 : 出店要綱にある記載内容に従います。
 - 2 : 出店申込書の記載内容と異なる営業は行いません。
 - 3 : ブース運営を第三者へ委託しません。
 - 4 : ブース内に必ず消火器を設置します。
 - 5 : 団体関係者は次の各号のいずれにも該当していません
- ① 暴力団（暴力団員）による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団（員）
 - ② 自己もしくは第三者の不整の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって暴力団または暴力団員を利用している者。
 - ③ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者。
 - ④ 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者。
 - ⑤ ①から④までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者。
 - ⑥ 準備から片づけに至るまで、実行委員会係員の指示に従い、指摘された事項はその場で是正します。
 - ⑦ 政治的活動は行いません。
 - ⑧ 来場者を負傷させた場合、施設を損傷させた場合は、出店者の責任で解決を図ります。

平成 年 月 日

団体名

代表者名

印